



日弁連業3第256号
2018年(平成30年)11月27日

法務大臣 山下 貴 司 殿

日本弁護士連合会
会長 菊 地 裕 太 郎



弁護士法第5条の規定による弁護士業務についての研修に
ついて(報告)

弁護士法第5条の3第2項の規定に基づき、標記研修の履修の状況について、
別紙のとおり報告します。



報告事項1 研修生の氏名及び生年月日

柳浦 清文	1955年1月16日
佐々木 俊雄	1948年3月7日
岩本 章吾	1955年1月31日
小梁 吉章	1950年11月4日
福田 淳一	1959年10月18日
橘 一哉	1979年6月19日
青山 竜治	1983年4月13日

■■■■■■■■■■

■■■■■■■■■■

報告事項2

平成30年度研修カリキュラム

※ この研修は、病気など「やむを得ない事情」が無い限り欠席は認められません。

月	日	曜日	午前	午後	集合研修 時間	実務研修 時間	備考
			研修受講申請受付		□①訴状(1)、②訴状(2)、③弁論要旨等、④準備書面、⑤契約書起案を配付		
8月	21	火	ガイダンス・民事裁判手続		5		【午前】10時～12時 【午後】1時～4時 司法研修所の民事第1審手続解説ビデオ上映と解説、基礎的な択一式問題
	22	水	刑事裁判手続		5		【午前】10時～12時 【午後】1時～4時 研修を始めるに当たってのガイダンス、司法研修所の刑事弁論ビデオ上映と解説、基礎的な択一式問題
	23	木					
	24	金					
	25	土					
	26	日					
	27	月	民事弁論概論	要件事実	5		【午前】10時～12時 【午後】1時～4時
	28	火	刑事弁論(1)	刑事弁論(2)	5		【午前】10時～12時 【午後】1時～4時
	29	水	事実認定	立証活動	5		【午前】10時～12時 【午後】1時～4時
	30	木	訴状(1) 講評		5		【午前】10時～12時 【午後】1時～4時
9月	1	金					
	2	土					
	3	日					
	4	月	法律事務所における実務研修 (9/3-9/28) ※執務の開始・終了時刻は 事務所によって異なります。				
	5	火					
	6	水					
	7	木					
	8	金					
	9	土					
	10	日					
	11	月					
	12	火					
	13	水					
	14	木					
	15	金					
	16	土					
	17	日					
18	月						
19	火				■③弁論要旨、④準備書面、⑤契約書 起案提出 【午後5時30分必着】		
20	水						
21	木						
22	金						
23	土						
24	日						
25	月						
26	火						
27	水						
28	木						
29	金						
30	土						
10月	1	日					
	2	月	訴状(2)講評		6		【午前】10時～12時 【午後】1時～5時
	3	火	弁論要旨等講評		6		【午前】10時～12時 【午後】1時～5時
	4	水	準備書面講評		6		【午前】10時～12時 【午後】1時～5時
	5	木	契約書・和解条項講評		6		【午前】10時～12時 【午後】1時～5時
	5	金	集合研修の確認・ 弁護士倫理		6		【午前】10時～11時30分 【午後】12時30分～5時
					60	144	

報告事項3 申請者の研修における出席状況及び受講態度

本年度の研修生の出席状況及び受講態度について、以下のとおり報告します。

[集合研修]

[Redacted content]

[実務研修]

全体的に、研修状況については、特に記載すべき点はありません。

報告事項5 その他参考となる事項

1 本年度の研修生

本年度の研修を受講する者（以下「研修生」という。）は8名で、

2 本年度のカリキュラムの特徴

本年度のカリキュラムは、報告事項2のとおりである。

本年度も、基本講義（集合研修Ⅱ）の行われる前に2日間、民事、刑事の各訴訟手続について基礎的知識を学ぶこととし、民事については司法研修所の「民事訴訟第一審手続の流れ」、刑事については司法研修所の新たに制作された「はじめての裁判員裁判」の各ビデオを上映しながら講師による解説を行った。そして、この際に民事・刑事の基礎的な択一式の設問を行い、研修生に現時点の自分の理解度を自覚してもらうこととした。

また、これからの起案がどのようなものかを教えるために、本来の起案の前に研修生に訴状の起案（起案1）を作成・提出させ、これを添削の上、基本講義の最終日に返却し、その後の起案への準備をさせることとした。

そして、この起案についての評価（A B C D）については、講評時に研修生にも伝え、今後の起案作成の参考にしてもらった。また、研修生が8名と少人数であったため、起案講評日の昼休みに食事をとりながら、研修生から起案に当たって苦労した点などを聞くとともに、研修担当者が直接、今後の受講や起案についての助言を与えることとした。

3 研修の結果について

本年度の研修の結果は、報告事項4のとおりである。研修を修了したと認められるか否かについては、集合研修担当講師による会議、日弁連総合研修センターによる検討を経た後、研修修了審査会議において最終的な検討を行った。研修の結果については、「弁護士法第5条の規定による弁護士業務についての研修における日弁連総合研修センターの評価及び意見に関する基準」第3条及び第4条に基づき決定した。

4 研修の修了について

「研修が修了したと認められるか否か」については、起案2ないし5の各評価と講評での応答や受講態度などを検討し、その中のD評価の有無等によって判断することとした。ただし、C評価が多い場合については、C評価の起案の一部について再起案の提出を求めることとした。

[Redacted text block]

5 その他

(1) 受講態度について

[Redacted text block]

(2) 起案について

事前に法務省において受講経験者を講師にするなどして、研修に臨む姿勢についてガイダンスを行ったことが一定の役割を果たしていたと思われる。

(3) [Redacted text]

[Redacted text]

以上

平成30年度弁護士法5条の規定による弁護士業務についての研修（報告事項1及び4）

柳浦 清文

佐々木 俊雄

岩本 章吾

小梁 吉幸

福田 淳一

橋 一哉

青山 竜治